



令和8年度

ふるさと納税返礼品開発支援補助金

ふるさと納税制度を活用し、地域資源のPRや地場産業の振興を図るため、返礼品の開発や改良などの商品化に取り組む事業者に対し、補助金を支給します。

受付期限

12月25日(金)

補助の対象となる事業

- ① ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業
- ② 既存のふるさと納税返礼品を改良する事業

※令和9年3月31日までに事業が完了し、かつ事業実績報告書等の提出が可能な事業が対象です。

補助上限

- ① ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業:
補助対象経費の**4分の3** (最大**50万円**)
- ② 既存のふるさと納税返礼品を改良する事業:
補助対象経費の**3分の2** (最大**30万円**)



補助対象者

◆次のいずれにも該当するもの

- 返礼品協力事業者または協力事業者となる見込みがあり、市内に事業所または事務所を有すること。
- 市税等の滞納がないこと。
- 坂東市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 本事業を活用して開発または改良されたものをふるさと納税返礼品として登録し、継続してふるさと納税ポータルサイトに掲載すること。
- 過去に類似する事業計画に基づく補助金を受けていないこと。
- 国や地方公共団体等による同様の助成金等の交付を受けていないこと。

その他

- 本年度における本補助金の申請は1事業者あたり1回を上限とします。
- 令和8年度から、事業実績報告書の添付書類に「補助金により開発した返礼品を交付決定者自らがふるさと納税返礼品として出品されている旨をPRした実績を証明するもの」が追加となります。
- 申請前に問合せをお願いします。予算額に達した場合は期間内でも受付を終了します。なお、予算に限りがあるため、申請時期によっては、補助上限額の満額が交付できない場合がありますのでご注意ください。

問・申請先 財政課 ✉ zaisei@city.bando.ibaraki.jp ☎ 0297(21)2182